鈴鹿市斎苑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月４日

鈴鹿市長　末　松　則　子

鈴鹿市規則第３７号

鈴鹿市斎苑条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市斎苑条例施行規則（昭和６１年鈴鹿市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改　正　後	改　正　前
（使用許可申請） 第４条　斎苑又は霊柩自動車を使用しようとする者は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、第１号及び第４号に該当するときは墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第８条第１項に定める火葬許可書、第３号に該当するときは医師又は助産師の証明書を添えて提出するものとする。 （１）～（４）　略 ２　前項前段の規定による申請書の提出は、斎苑予約システム（インターネットを利用して斎苑又は霊柩自動車の使用の予約をすることができるシステムをいう。以下同じ。）による予約をもって代えることができる。	（使用許可申請） 第４条　斎苑又は霊柩自動車を使用しようとする者は、次の各号に掲げる場合において当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、第１号及び第４号に該当するときは墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第８条第１項に定める火葬許可書、第３号に該当するときは医師又は助産師の証明書を添えて提出するものとする。 （１）～（４）　略

（使用の許可） 第５条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、鈴鹿市斎苑使用許可証（第２号様式、第６号様式又は第８号様式）又は鈴鹿市営霊柩自動車使用許可証（第４号様式）を交付する。	（使用の許可） 第５条　市長は、前条の書類を受理し、使用を許可するときは、鈴鹿市斎苑使用許可証（第２号様式、第６号様式又は第８号様式）又は鈴鹿市営霊柩自動車使用許可証（第４号様式）を交付する。
２　前項の規定による許可証の交付は、斎苑予約システムによる予約の完了をもって代えることができる。	２　使用の許可を受けた者は、使用前に使用許可証を職員に提出しなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。